

国民年金

本荘年金事務所 ☎ 24 - 1111
市民課 国保年金班 ☎ 32 - 3032

～新成人の皆さんへ～ 20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったときや病気、事故で障がいが残ったとき、また家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。国民年金は、20歳以上60歳未満の方は加入することが義務付けられています。20歳になったら忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう！

《国民年金のポイント》

◎将来の大きな支えになります

国民年金は20歳以上60歳未満の方が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもって運営するため安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

◎老後のためだけのものではありません

国民年金は、年をとったときの「老齢年金」のほか、病気や事故で障がいが残ったときなどに受けることができる「障害年金」や、加入者が死亡した場合にその加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受けることができる「遺族年金」があります。

《「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」》

◎学生納付特例制度

学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の外国大学の日本分校に在学の方です。

◎納付猶予制度

学生でない50歳未満の方で、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

にかほ市会計年度任用職員募集

☎ 総務課 人事秘書班 ☎ 43 - 7507

▶ 応募期限 12月23日(金)・17:00

▶ 応募方法 総務課、金浦市民サービスセンター、市民課市民サービス班に備え付けの指定用紙により応募

職種	勤務地(担当課)	人数	報酬	雇用期間	勤務形態	保険	応募条件
保健師 または看護師	仁賀保保健センター (健康推進課 ☎ 32 - 3000)	1人	8,409円～ (日額)	1月11日 ～ 3月31日	週3日程度 8:30～17:15	社保 雇保	保健師または看護師の免許および普通自動車運転免許を有しパソコン操作のできる方

市営住宅等入居者募集

☎ 建設課 ☎ 38 - 4307

▶ 申込 申請書に必要書類(申請者・同居人の所得・納税証明書、住民票謄本等)を添付して提出

▶ 申込期限 1月4日(水)

▶ 家賃 14,000円～55,000円(入居する住宅や世帯収入・人数によって変動)

▶ 敷金 決定した家賃の3カ月分

※入居資格等の詳細は問い合わせください。

市営住宅松ヶ丘(象潟:鉄筋3階) 23戸

H 5年築…2LDK 1階2戸
2階2戸
3階3戸

H 6年築…2LDK 1階1戸

2階2戸
H 7年築…2LDK 1階1戸
2階1戸
3階2戸

H 8年築…2LDK 3階2戸

H 10年築…2LDK 1階1戸

3階2戸
H 14年築…2LDK 2階1戸
3階2戸

H 20年築…1LDK 2階1戸

市営住宅建石(象潟:鉄筋3階) 20戸

S 53年築…2LDK 1階2戸
2階2戸
3階3戸

S 55年築…2LDK 2階2戸

3階1戸

S 56年築…2LDK 2階1戸

3階3戸
S 57年築…2LDK 3階2戸
S 59年築…2LDK 2階3戸
3階1戸

市営住宅はまなす(仁賀保:鉄筋2階) 2戸

H 1年築…2LDKメゾネット式 2戸

特定住宅下山(象潟:木造平屋) 5戸

H 9年築…3LDK 5戸

特定住宅つばき(仁賀保:木造2階) 1戸

H 7年築…4LDK 1戸

就学援助の受付

☎ 学校教育課 ☎ 38 - 2266

経済的理由により、小・中学校就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、就学に必要な経費の一部(学用品費、給食費、修学旅行費等)を支援します。離婚後ひとりで生活を支えている、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減ったなど、経済的に困りの方は検討ください。

▶ 受付期間 1月5日(木)～2月28日(火)
(受付時間 平日9:00～17:00)

来年度、小・中学校に入学する児童・生徒がいる保護者で、1月中に申請し認定された場合は、3月中に入学支援金を支給します。

▶ 申請書類

申請書は、学校教育課、市民課市民サービス班、金浦市民サービスセンター、税務課市民サービス班で配布します。

申請書提出時に面談を行い、家族状況をお聞きします。

中山スキー場 営業カレンダー

☎ 中山スキー場 ☎ 36 - 3232 / 観光課 ☎ 43 - 3230

12月24日(土) オープン!

12月						
日	月	火	水	木	金	土
18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日
-	-	-	-	-	-	○
25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日
○	-	-	-	○	○	-
1月						
日	月	火	水	木	金	土
1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日
-	○	○	-	-	-	○
8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日
○	○	-	-	-	-	○
15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日
○	-	-	-	-	-	○
22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日
○	-	-	-	-	-	○
29日	30日	31日				
○	-	-				
2月						
日	月	火	水	木	金	土
			1日	2日	3日	4日
			-	-	-	○
5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日
○	-	-	-	-	-	○
12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日
○	-	-	-	-	-	○
19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日
○	-	-	-	○	-	○
26日	27日	28日				
○	-	-				

○…9:00～日没まで(積雪により変更あり) ---休業

子育て世帯等臨時特別支援事業給付金

☎ 子育て支援課 ☎ 32 - 3040

このたび、にかほ市では新型コロナウイルス感染症の影響による物価高騰対策として子育て世帯を支援するため、「子育て世帯等臨時特別支援事業給付金」を支給することとしました。この給付金の支給対象者は、平成16年4月2日以降に生まれた子どもで、令和4年10月1日現在にかほ市に住所がある子ども、または令和4年10月2日から令和5年3月31日までに生まれ、にかほ市に住所がある子どもの保護者です。対象者児童1人あたり、3万円を支給します。通知日から令和5年3月31日までに生まれた子どもについては、出生届提出の際に申請(請求)の案内をします。

■ 受給方法

▶ 申請する必要がない方

支給対象者のうち「9月分の児童手当受給者」と「令和4年9月から10月までに出生し、にかほ市に児童手当の認定請求(額改定請求)をした子どもの保護者」は申請する必要はありません。児童手当口座に令和4年12月15日に振り込みしています。(この世帯に高校生相当の子どもがいる場合は、高校生分も一緒に振り込みしています。)

▶ 申請が必要な方

支給対象者のうち「末子が高校生相当の子どもを持つ保護者」と「公務員である保護者」、その他申請不要の要件に当てはまらない子どもの保護者には申請書(請求書)を送付しています。同封の返信用封筒で返送または市役所へ直接提出ください。また、「通知送付日以降令和5年3月31日までに生まれた子どもの保護者」は、出生届提出の際に申請書(請求書)の案内をしますので提出ください。

▶ 申請書(請求書)提出期限 2月28日(火)

■ 子どもと別居している方

保護者がにかほ市外に居住していても、子どもが10月1日時点にかほ市に住所があれば支給対象となります。対象者には「(児童氏名)保護者」の宛名で児童の住所に通知を送付しています。

